

## 令和2年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和元年5月27日  
こども未来部 保育・幼稚園課

### 1 保育料（利用者負担）の決定について

本市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）からの答申は必要とされていませんが、昭和50年度から審議会の答申を踏まえて、保育料を決定しています。

### 2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費（国・県・市）と保護者で負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担します。

なお、本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。

### 3 これまでの審議会における保育料（利用者負担）の改定内容について

- (1) 平成26年度までの旧制度における保育所保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。
- (2) 平成26年度の審議会では、平成27年4月スタートの「子ども・子育て支援新制度」における保育所等保育料として、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に係るそれぞれの料金を設定しました。併せて、幼稚園保育料については、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担分を新たに保育料として設定しました。また、保育所等保育料の所得階層区分の算定根拠を国基準の変更に合わせて、所得税額等から市町村民税所得割課税額等に変更しました。
- (3) 平成27年度以降の審議会では、多子世帯等の保育所保育料を軽減するため、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するなど、各年度における国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取組に合わせて、軽減することを答申いただき決定しました。
- (4) 平成30年度の審議会では、2019年4月から9月までの保育所等保育料は据え置きとし、10月以降については、3歳から5歳までの全ての子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育事業の保育料と0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化することとする答申をいただきました。

なお、保育所等における給食の提供も教育・保育の一環であることから、今般の無償化の対象とはならない食材料費について、国の水準を上回る負担軽減を図るよう努めること及び認可保育所や認定こども園に希望しても利用できず、やむを得ず認可外保育施設を利用する児童ができるだけ発生しないよう努めるよう付帯意見をいただいております。

### 4 令和2年度の保育料（利用者負担）について

国の動向を注視し、本市における来年度の保育所等保育料について検討をお願いします。本年度の保育所等保育料の基準額表は別紙のとおりです。